

出生届を提出された皆さんへ 記念用出生届を贈呈します

問合せ／総合窓口課 内線 2 1 3 5

3月から、志木市に出生届を提出された方を対象に、ご家族の幸せとお子さまの健やかな成長を祝う記念用出生届を無料で配布しています。

配布場所

総合窓口課

※夜間・休日の受付時は警備員室で配布します。

配布対象

出生届を志木市に提出された方

※原則、出生のお子様1人につき1枚

特徴

- ◆記念用出生届は二つ折りで、お部屋に立てかけるなど飾りやすい仕様になっています。
- ◆中面には、出生時の情報やお子さまへのメッセージ、写真の貼付などができるようにしてあり、お子さまが大きくなった時に、出生当時に懐かしく思い起こしながら楽しめる記念品となっています。



◀表紙には、家族の繁栄を象徴し、英語で家系図を指す「ファミリーツリー」を配置し、中面は、ファミリーツリーに、子どもという新しい枝が、葉を広げていくことを祝うイメージで作成しました。

分譲マンションの耐震改修を 検討していますか？

問合せ／建築開発課 内線 2 5 3 3

市では、建築物耐震改修促進計画に基づき、平成32年度まで戸建住宅や分譲マンションの耐震補助事業を実施しています。

分譲マンションの場合、管理組合などで所有者の合意形成を行い耐震診断、耐震設計、耐震改修と順番に事業を進める必要があり、長い時間を必要としますので、早めのご検討をお願いします。

分譲マンションの耐震改修補助金額が最大20%アップ

地震による建築物の倒壊を防止し、安全な建築物の整備の促進を図るため、耐震化の補助金を交付しています。4月から、分譲マンションの耐震改修を行う際に、市内事業者が施工を行った場合は、最大20%の割増を行います(市内事業者が下請けの場合は10%となります)。

ただし、補助金の交付には条件がありますので、ご検討中の場合はお早めにご相談ください。

これから合意形成を行う場合、平成29年度が最終年度に!?

耐震化に対する補助金の交付申請は耐震診断、耐震設計、耐震改修のそれぞれの事業を一つの年度内に完了することが条件となっており、年度をまたいで、あるいは重複しての事業では補助金を交付できません。

このため、補助金を活用しての事業運用は、今年度が最終年度(下記スケジュール参照)となります。

建築開発課では、マンション管理士によるマンション管理相談を、毎月第4月曜日に開催しています。合意形成などについて、アドバイスが必要となった場合にぜひご活用ください(19ページをご覧ください)。

<参考>耐震改修まで補助金を活用する場合の事業スケジュール

